

1. 関係機関等との情報共有

- 厚生労働省クラスター対策班の専門家が都庁の感染症対策部門内に常駐し、日々、陽性者の発生状況に関するデータについて共有している。
- 今後、国・都・新宿区による連絡会議を開催し、緊密に連携していく。

2. 感染が発生した店舗の地区情報の活用

- 都立施設でクラスターが発生した場合に、施設の訪問履歴に基づき、利用者に迅速に感染情報を通知する「東京版新型コロナ見守りサービス」の運用を開始した（6/12～）
- 今後、この見守りサービスを都内民間店舗等でも活用できるよう準備を進めていく。

3. ガイドラインの策定とその実践促進

- 事業者が感染予防対策を行う際の基本的な取組をまとめた「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を策定した（5/22）
- 感染拡大防止に取り組む施設を奨励し、施設利用者や従業員の安心につなげる仕組として、事業者自らが、ガイドラインに沿った取組の実践を確認できる「チェックシート」を作成した。また、取組の全てを実践している事業者に対して、都民が安心して利用できる施設であることを示す「感染防止徹底宣言ステッカー」の運用を開始した（6/12～）
- こうした都のガイドラインで示した感染拡大防止策のポイントを、業種ごとにイラストを用いて、より分かりやすく整理した「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドブック」を作成中である。さらに、業界団体と連携した専門家による事業者の感染拡大防止の取組支援も検討中である。

4. 接待を伴うクラブ等の従業員に対する検査の受診勧奨や相談体制の確保

- 検査の受診勧奨等のスキームとして、現在提供しているLINEによる相談ツール「東京都新型コロナ対策パーソナルサポート」のクラブ等従業員・顧客向けアカウントを開設するほか、「新型コロナコールセンター」に専用電話相談窓口を設ける。さらに陽性者が発生した際に、これらの支援に迅速に結び付けられるよう、前述（2.）の「東京版新型コロナ見守りサービス」を活用して利用者に通知する。
- 専用LINEアカウントでは、効果的な感染防止対策を定期的に発信するほか、健康や感染防止にかかる相談をチャットボット形式で実施する。相談の過程で具体的な症状等を有している場合等は、専用電話相談窓口を案内する。
- 専用電話窓口では、各種問い合わせに対応するほか、症状や濃厚接触の状況により検査受診の必要があることを丁寧に説明するとともに、必要に応じて居住地の保健所に繋げる。
- 濃厚接触者等が確実にPCR検査を受診するよう、区内在住の従業員等については区保健所が受診勧奨を行う。区外在住の顧客等については、都が区と連携して受診勧奨を行い、検査の結果、陽性と判定された場合には、居住地保健所へ引継ぎを行う。また、都はこうした保健所間で円滑な引継ぎが行われるよう支援していく。
- 新宿区が繁華街事業者と実施する衛生講習会で使用する教材・動画等を作成し提供するほか、応援人材を保健所に派遣するなどの支援も行う。
- 抗原検査キットや開発中の接触確認アプリの活用についても必要に応じて検討していく。

5. 自治体職員による注意喚起等

- 建築物衛生法や食品衛生法に基づく立入検査等の機会に、建物管理者や食品営業者への注意喚起や感染防止の呼びかけを行うことはできる。ただし、夜の繁華街の多くは、実施主体が区や市の保健所であるため、実施のタイミングや対象施設について各区市と相談しながら進めていく必要がある。